

## 【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、平成 25 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

## 【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県

## 【平成 25 年度調査方法】

1. 平成 25 年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 24 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 25 年度中に事実確認や対応を行った事例について Excel ファイルの調査票に回答。
2. 虐待の要因等の実態をより明確にするため、今年度から以下の調査項目を追加し、調査項目間の関連を分析した。

（今年度新しく調査した項目）

- （1） 養介護施設従事者等による高齢者虐待

要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

- （2） 養護者による高齢者虐待

要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）、介護保険サービスの利用の有無とその内容、養護者の年齢 60 歳以上を 10 歳刻みから 5 歳刻みへ変更

## 【調査結果概要】

### 1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待防止法施行 8 年目に入り、高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが平成 25 年度で 221 件であり、前年度より 66 件（42.6%）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 15,731 件であり、前年度より 529 件（3.5%）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが 962 件であり、前年度より 226 件（30.7%）増加したのに対し、養護者によるものは 25,310 件であり、前年度より 1,467 件（6.2%）増加した。

|     |
|-----|
| 表 1 |
|-----|

【2～6P、12～13P】

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談通報件数（平成 24 年度対比）

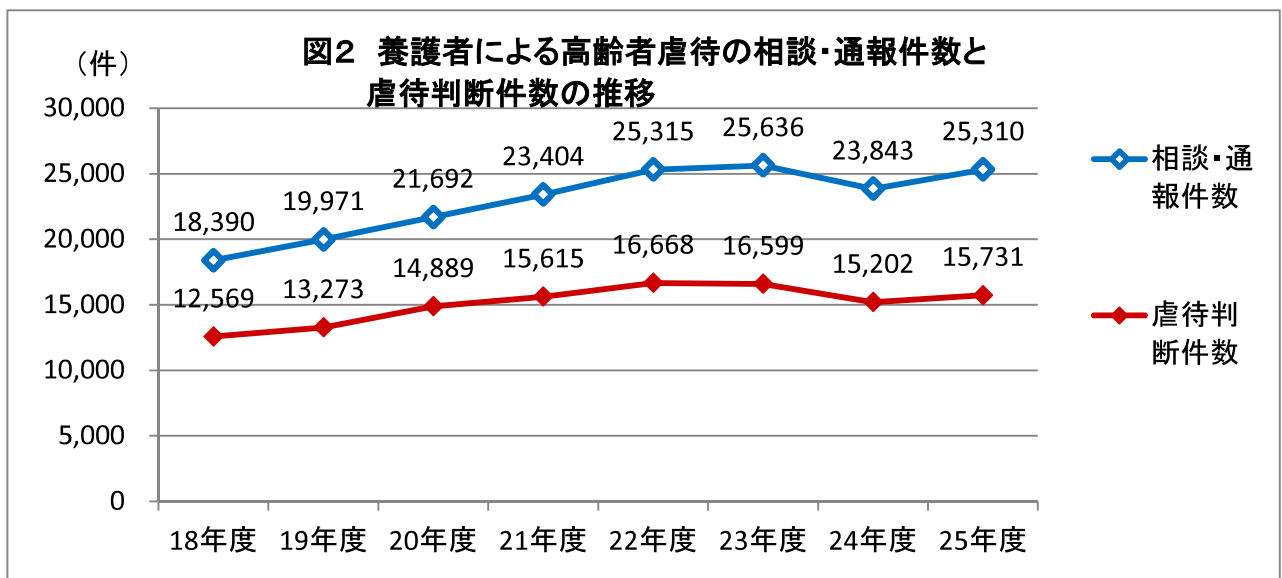
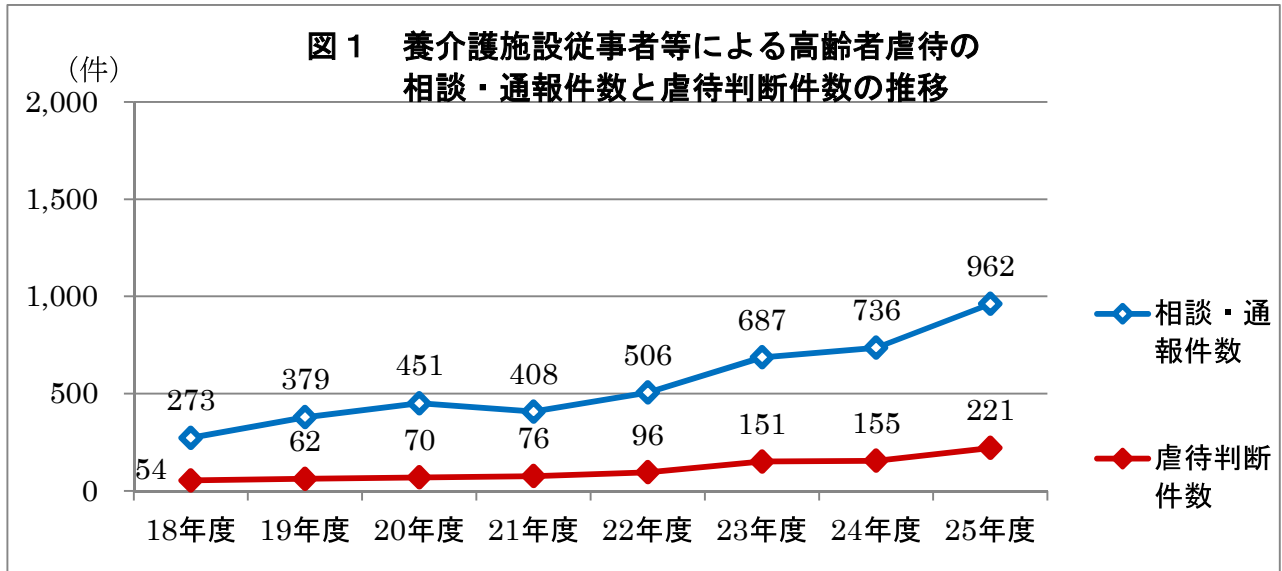
|             | 養介護施設従事者等(※1)によるもの |                  | 養護者(※2)によるもの    |                   |
|-------------|--------------------|------------------|-----------------|-------------------|
|             | 虐待判断件数<br>(※3)     | 相談・通報件数<br>(※4)  | 虐待判断件数<br>(※3)  | 相談・通報件数<br>(※4)   |
| 25 年度       | 221 件              | 962 件            | 15,731 件        | 25,310 件          |
| 24 年度       | 155 件              | 736 件            | 15,202 件        | 23,843 件          |
| 増減<br>(増減率) | 66 件<br>(42.6%)    | 226 件<br>(30.7%) | 529 件<br>(3.5%) | 1,467 件<br>(6.2%) |

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### (1) 相談・通報者

相談・通報者 1,154 人（1 件の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、重複して計上）のうち、「当該施設職員」が 403 人（34.9%）で最も多く、次いで「家族・親族」が 221 人（19.2%）であった。（複数回答）【2P】

### (2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 4 日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は 13 日であった。【3P】

### (3) 虐待の発生要因（市町村の任意・自由記載を集計）

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 128 件（66.3%）で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」51 件（26.4%）、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」25 件（13.0%）であった。（複数回答）【3～4P】

### (4) 過去の指導等（市町村の任意・自由記載を集計）

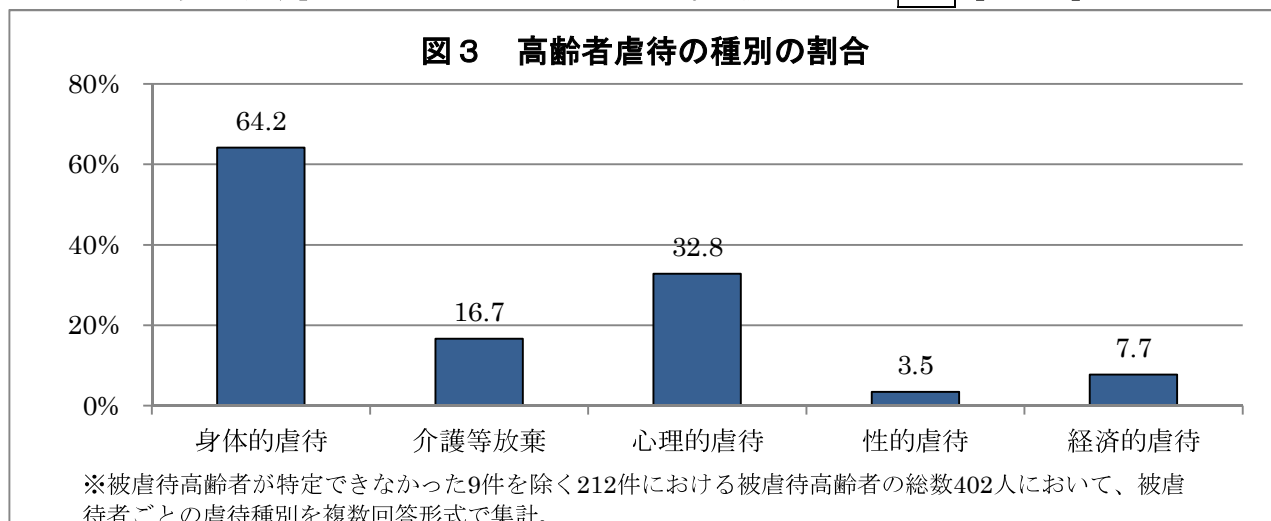
虐待の事実が認められた 221 件の施設・事業所のうち、54 件（24.4%）が過去何らかの指導等を受けていた。指導の多くはサービス提供に係る指導であったが、過去にも虐待事例が発生していたケースが 3 件あった。【4P】

### (5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

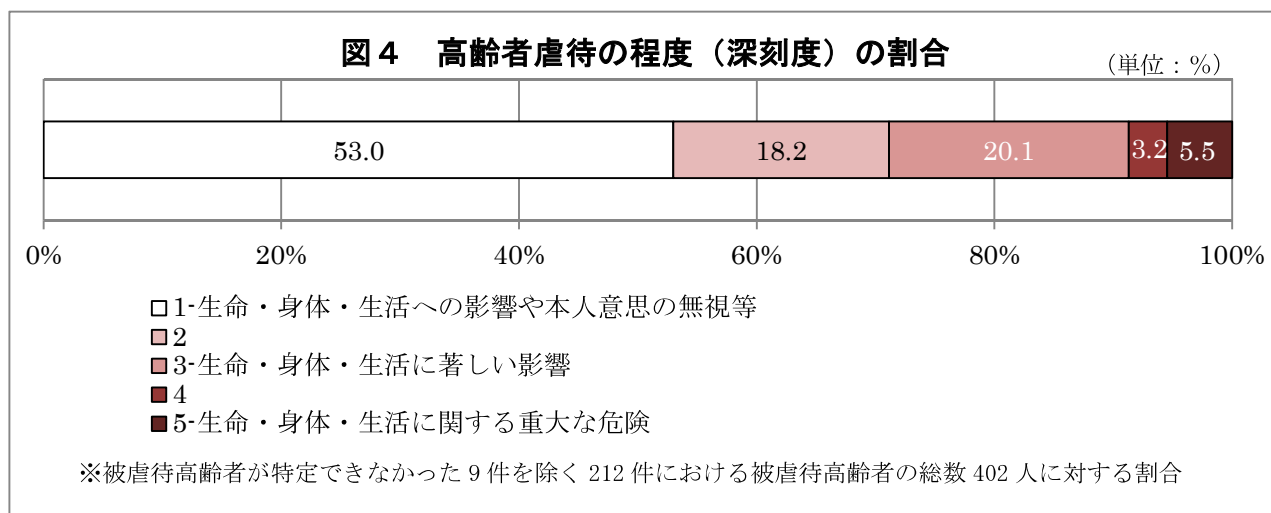
「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 69 件（31.2%）で最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」34 件（15.4%）、「介護老人保健施設」26 件（11.8%）、「有料老人ホーム」26 件（11.8%）であった。【6P】

### (6) 虐待の内容

○ 要介護施設従事者等による被虐待高齢者の総数 402 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待」が 258 人（64.2%）で最も多く、次いで「心理的虐待」132 人（32.8%）、「介護等放棄」67 人（16.7%）であった。（複数回答）図 3【7～8P】



- 虐待を受けた高齢者のうち、「身体拘束あり」は 92 人（22.9％）であった。【7P】
- 虐待の程度（深刻度）の割合では、5 段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 213 人（53.0％）である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 22 人（5.5％）であった。図 4 【8P】
- 虐待による被虐待高齢者の死亡事例はなかった。【8P】



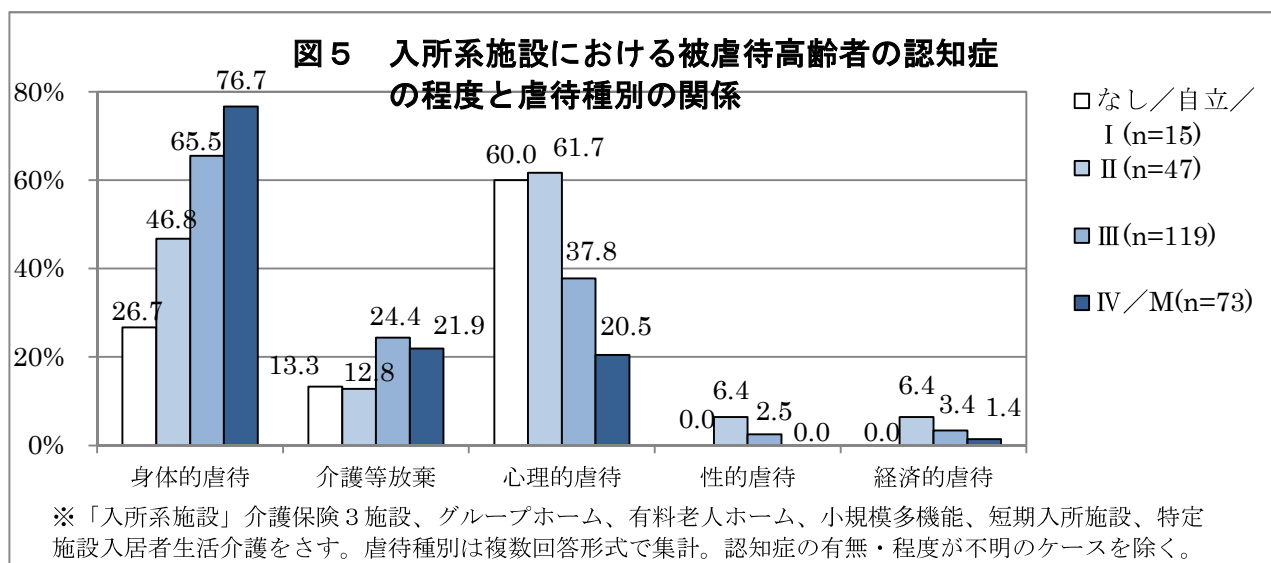
#### （7）被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢者は、総数 402 人のうち、女性が 290 人（72.1％）を占め、年齢は 80～84 歳が 104 人（26.7％）、90 歳以上が 94 人（24.2％）、85～89 歳が 93 人（23.9％）、であった。要介護度は 3 以上が 314 人（78.1％）を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」は 341 人（84.8％）、「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上」は 264 人（95.0％）であった。【8～9P】

#### （認知症との関係）

- 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係をみると、被虐待者に認知症がある場合で「自立度Ⅳ／M」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。《統計的有意差あり》図 5 【24P】

なお、居宅系事業所（訪問介護・通所介護・居宅介護支援等）については、事例数が少なく、同様の関係を見るための詳細な分析を行うに至らなかった。



○ 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」との関係では統計的有意差はなかった。

（要介護度との関係）

○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の種別」との関係及び「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」との関係では統計的有意差はなかった。

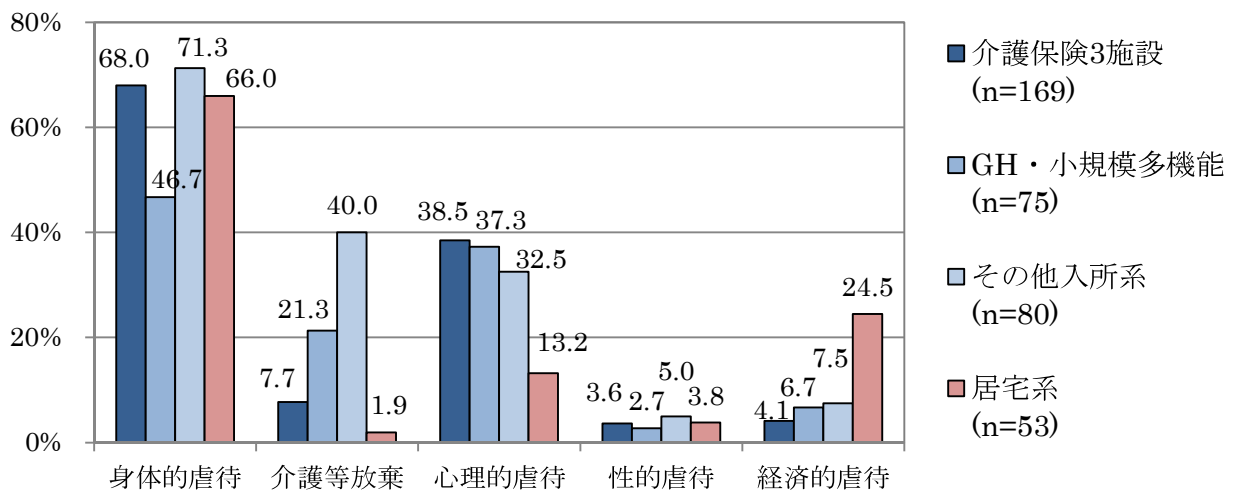
（寝たきり度との関係）

○ 被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待の種別」との関係及び「寝たきり度」と「虐待の程度（深刻度）」との関係では統計的有意差はなかった。

（施設種別との関係）

○ 施設種別ごとの虐待種別は、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護等」では「身体的虐待」が含まれるケースが他の施設種別よりも低い。「その他入所系」では「介護等放棄」が含まれるケースの割合が他の施設種別よりも高い。居宅系の事業所では「経済的虐待」が含まれるケースが他の施設種別よりも高い。《統計的有意差あり》**図6**【24P】

図6 施設種別ごとの虐待種別の関係

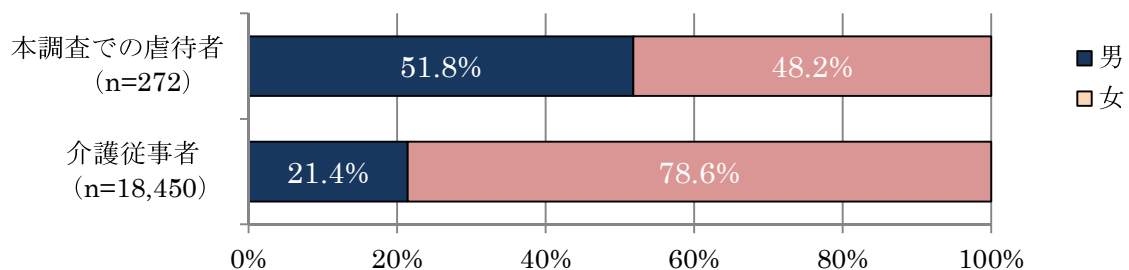


※被虐待者ごとに集計「その他入所系」は有料老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

#### (8) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

- 虐待者の総数 282 人のうち、不明を除くと、30 歳未満が 62 人 (26.5%)、40～49 歳が 50 人 (21.4%)、50～59 歳が 49 人 (20.9%)、30～39 歳が 47 人 (20.1%)、職種は「介護職」が 213 人 (78.3%) であった。【9～10P】
- 虐待者の性別は、不明を除くと「男性」141 人 (51.8%)、「女性」131 人 (48.2%) であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 21.4%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 51.8%であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性の割合が高い。《統計的有意差あり》**図7**【10P、24P】

図7 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

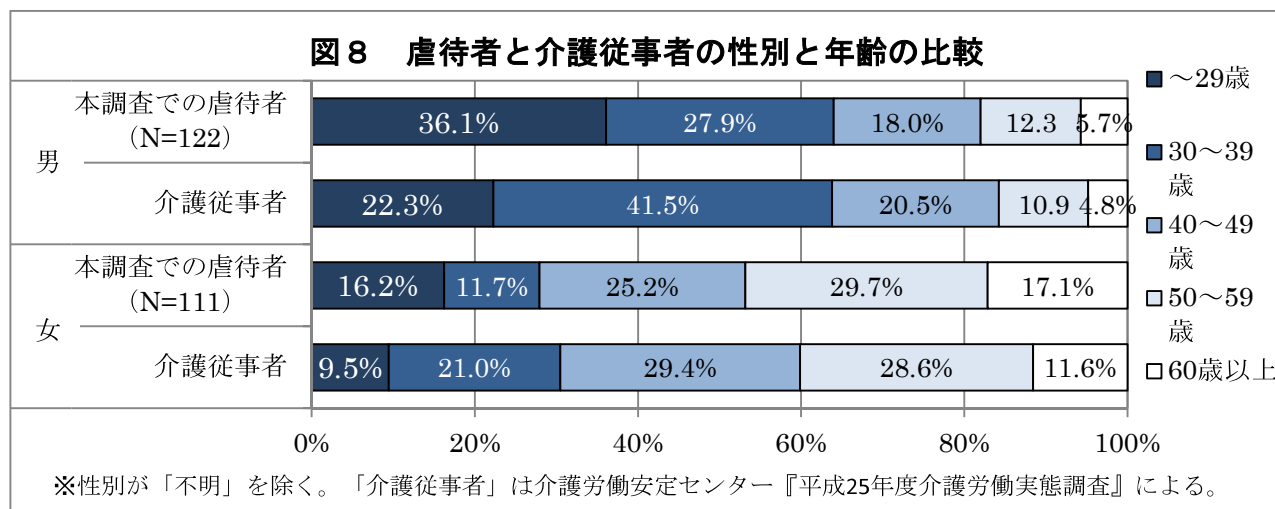


※性別が「不明」を除く。「介護従事者」は介護労働安定センター『平成25年度介護労働実態調査』による。

- 虐待者の男女別年齢について、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める「30 歳未満」の男性の割合が 22.3%、女性の割合が 9.5%であるのに比して、虐待者に占める「30 歳未満」の男性の割合が 36.1%、女性の割合が 16.2%であることを踏

まえると、「本調査での虐待者」の方が男性、女性とも「30 歳未満」の割合が高い。

《統計的有意差あり》 図 8 【25P】



#### (9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の効力停止及び指定の取消等の対応が取られていた。【10～11P】

### 3. 養護者による高齢者虐待

#### (1) 相談・通報者

相談・通報者 28,144 人のうち「介護支援専門員」が 8,795 人（31.3%）で最も多く、次いで「警察」3,488 人（12.4%）、「家族・親族」3,245 人（11.5%）であった。

（1 件の事例に対し、相談・通報者が複数のケースあり）【12P】

#### (2) 事実確認の状況

- 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日（即日）であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は 1 日（翌日）であった。【13P】
- 相談・通報 26,082 件（平成 24 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 25 年度中に事実確認を行ったものを含む。）のうち、市町村の事実確認 25,291 件（97.0%）は、「訪問調査」17,456 件（66.9%）、「関係者からの情報収集」7,680 件（29.4%）、「立入調査」155 件（0.6%）により実施された。【13P】

#### (3) 虐待の発生要因（市町村の任意・自由記載を集計）

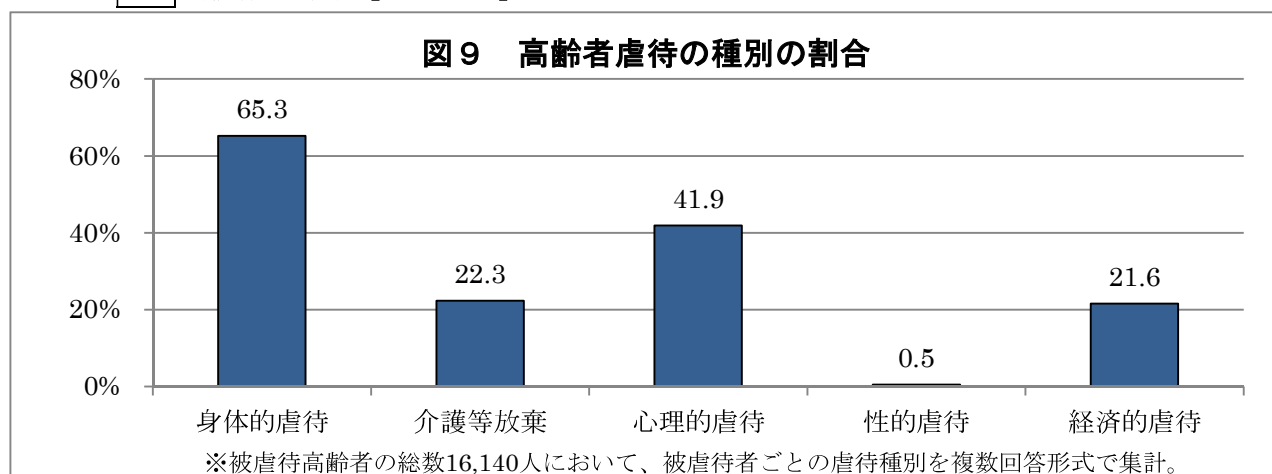
「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」が 1,398 件（25.5%）で最も多く、「虐待者の障害・疾病」1,221 件（22.2%）、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」925 件（16.8%）であった。（複数回答）【14～15P】

#### (4) 虐待の内容

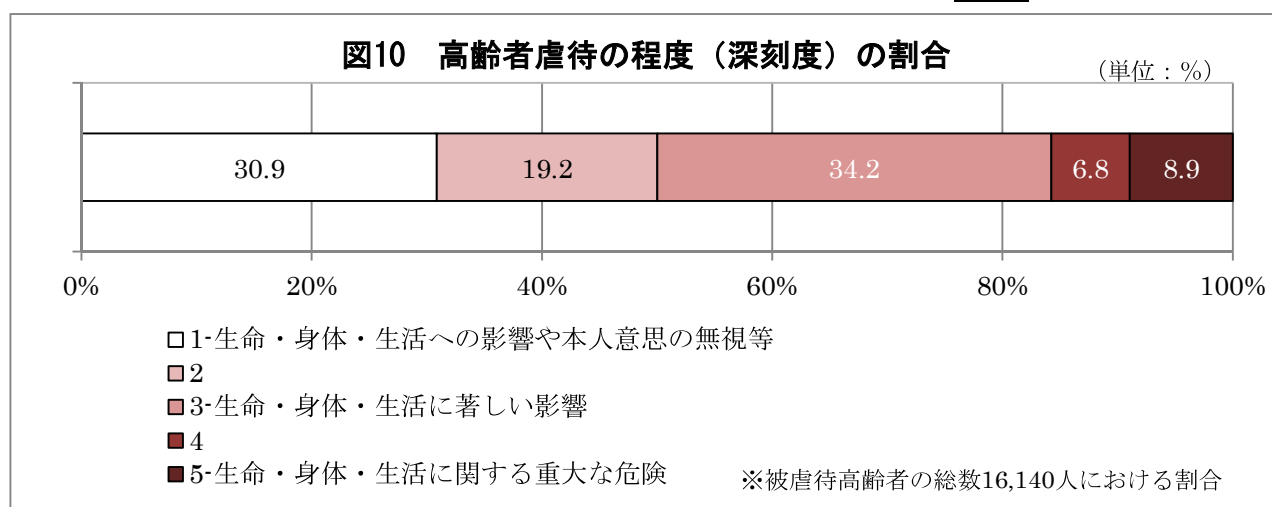
- 養護者による被虐待高齢者の総数 16,140 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待

待」が 10,533 人（65.3％）で最も多く、次いで「心理的虐待」6,759 人（41.9％）、  
「介護等放棄」3,602 人（22.3％）、「経済的虐待」3,486 人（21.6％）であった。

図 9（複数回答）【15～16P】



○ 虐待の程度（深刻度）の割合は、5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 5,522 人（34.2％）と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 4,983 人（30.9％）であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 1,444 人（8.9％）を占めた。図 10【16P】

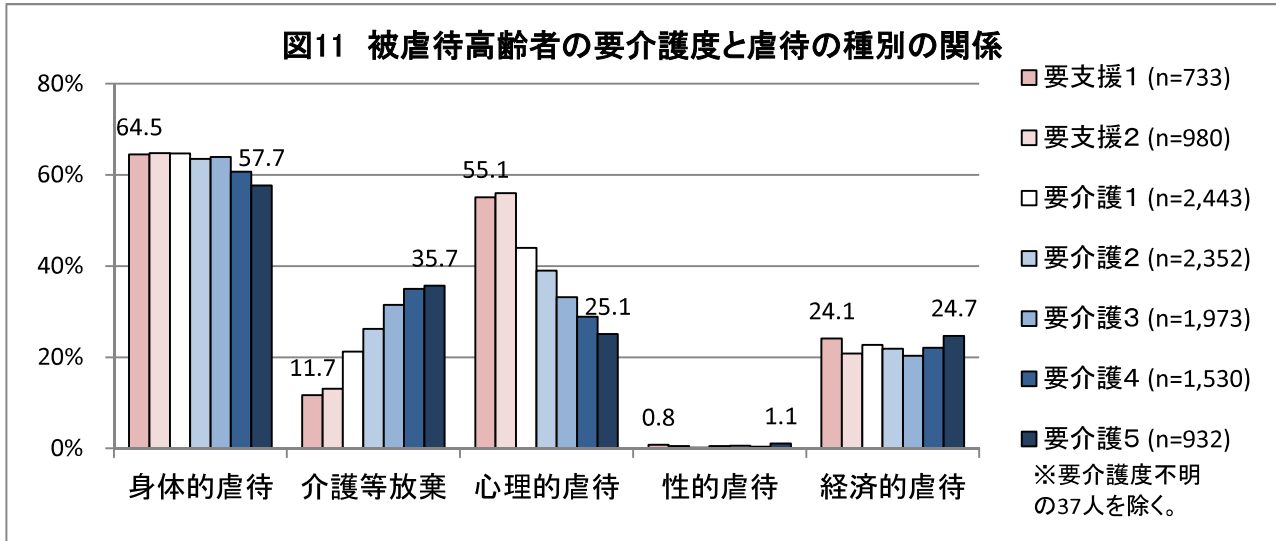


#### （５）被虐待高齢者の状況

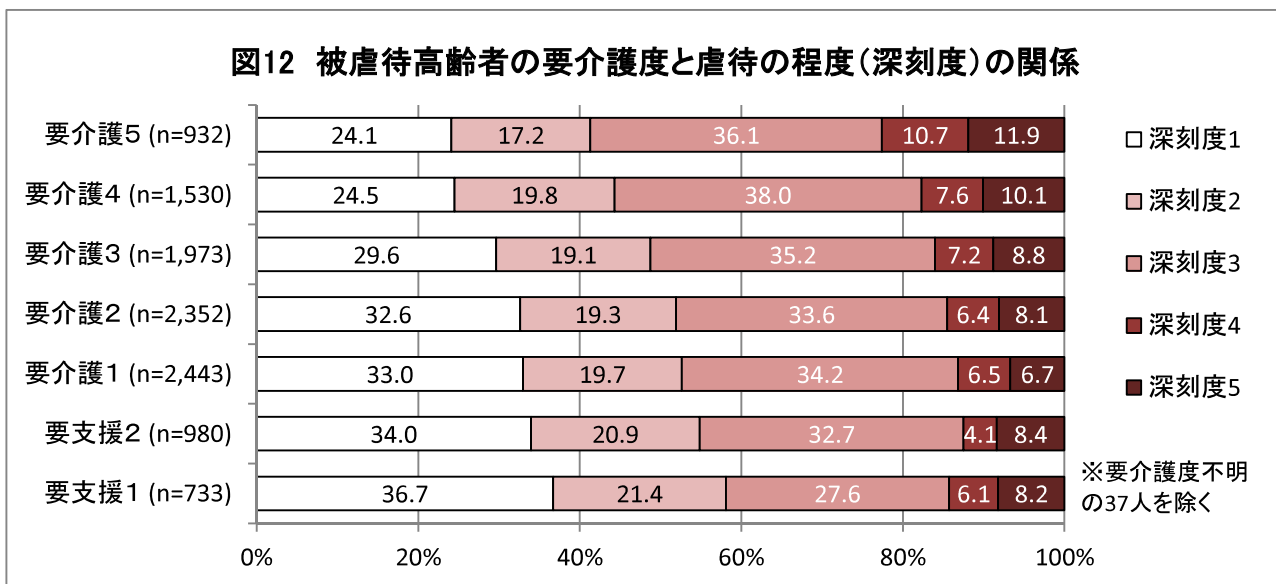
○ 被虐待高齢者は、総数 16,140 人のうち、女性が 12,537 人（77.7％）、年齢は 80～84 歳が 3,902 人（24.2％）、75～79 歳が 3,525 人（21.9％）であった。要介護認定の状況は認定済みが 10,980 人（68.0％）であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護 1 が 2,443 人（22.2％）、要介護 2 が 2,352 人（21.4％）、要介護 3 以上が 4,435 人（40.4％）であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上は 7,730 人（70.4％）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上は 7,694 人（74.1％）であった。【16～19P】



- 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別との関係では、「身体的虐待」と「心理的虐待」では、要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」ではその逆になる傾向がみられた。《統計的有意差あり》**図 11** 【25P】

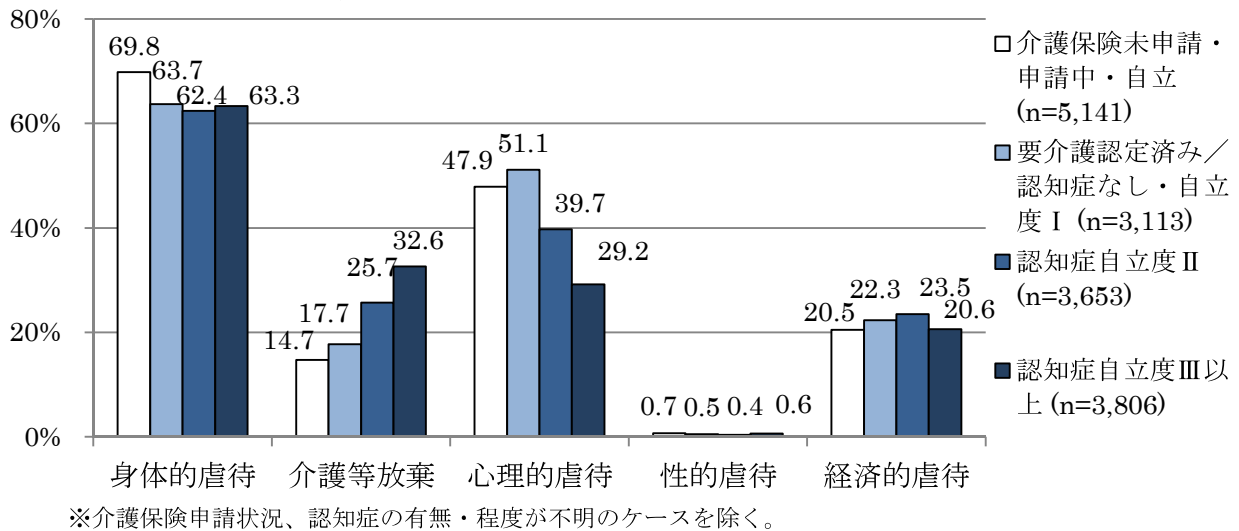


- 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係では、要介護度が重い場合に深刻度が高い。《統計的有意差あり》**図 12** 【26P】



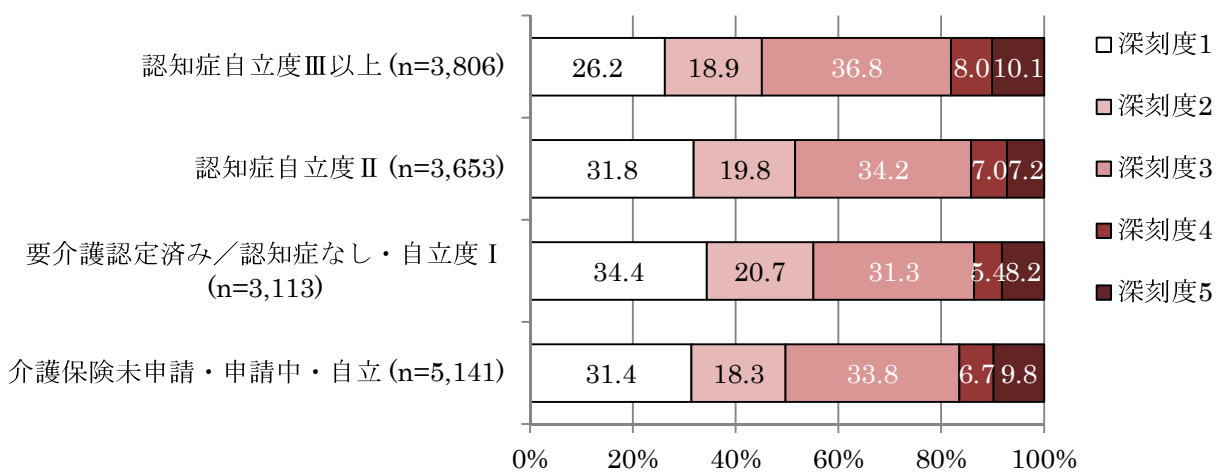
- 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係をみると、被虐待高齢者に認知症がある場合、「介護等放棄」を受ける割合が高くなる一方で「心理的虐待」は低くなり、自立度Ⅲ以上でこの傾向は強い。《統計的有意差あり》**図 13** 【27P】

図13 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

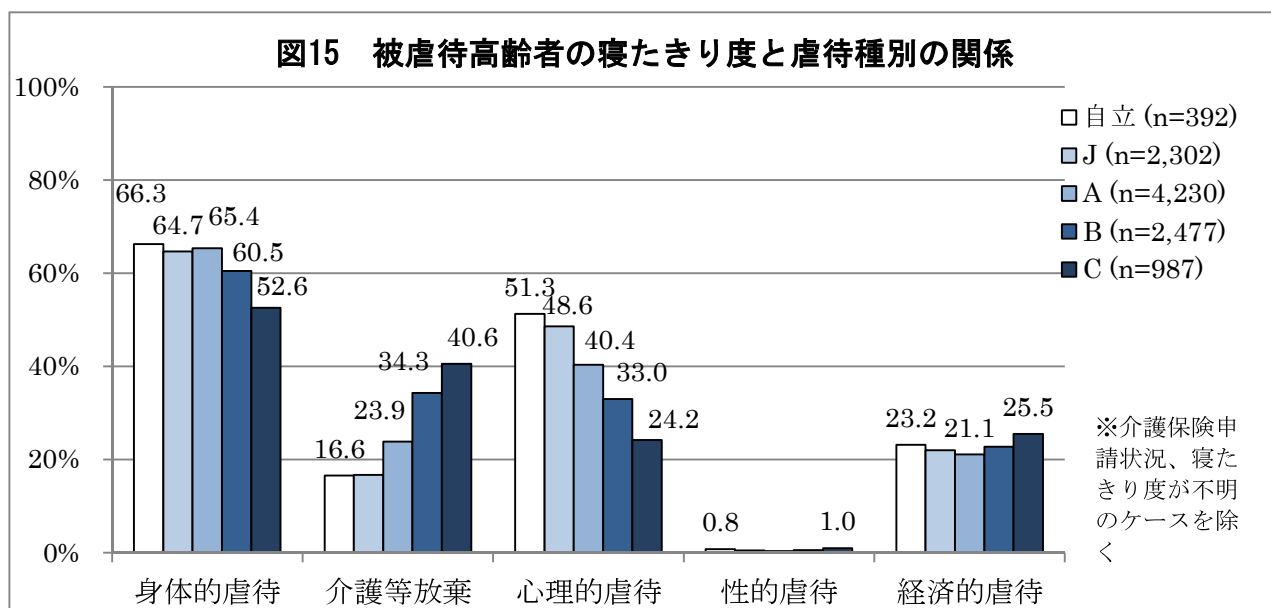


- 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係をみると、被虐待高齢者に認知症がある場合、虐待の程度（深刻度）が重くなりやすく、自立度Ⅲ以上でこの傾向は強い。《統計的有意差あり》**図14**【27P】

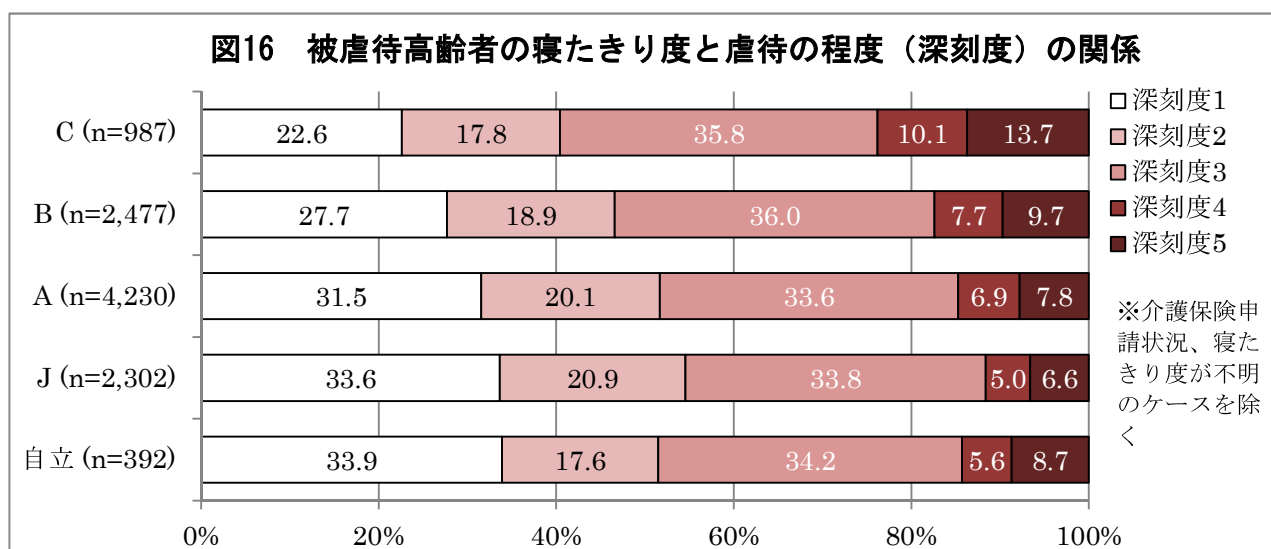
図14 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係



- 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が高い場合、「介護等放棄」を受ける割合が高くなる一方で「心理的虐待」は低くなる傾向がみられた。《統計的有意差あり》**図15**【27P】

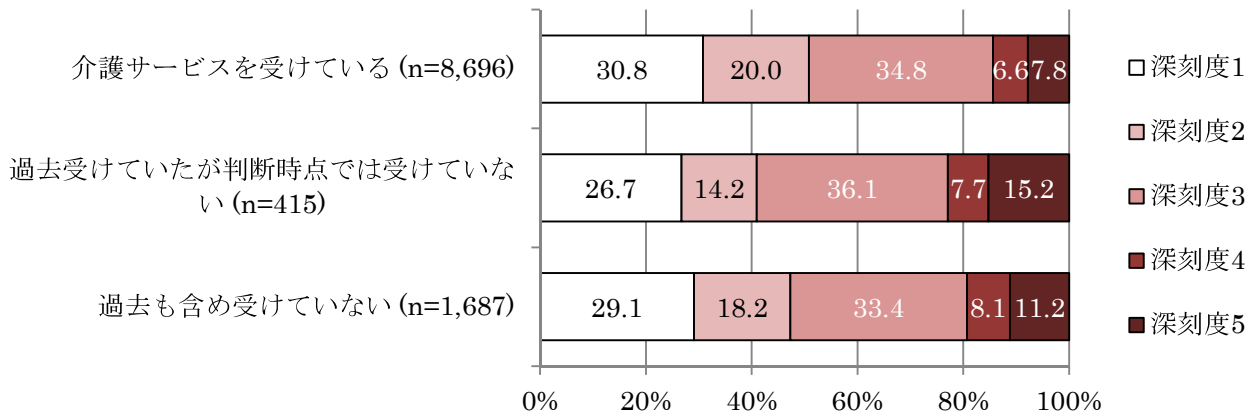


○ 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の深刻度の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が高い場合、虐待の深刻度が重くなりやすく、寝たきり度A以上でこの傾向は強い。《統計的有意差あり》**図16**【28P】



○ 介護保険サービスを受けているケースでは、虐待の程度（深刻度）が低い「深刻度1」「深刻度2」の割合が他に比べて高かった。一方、過去受けていたが判断時点では受けていないケースでは、「深刻度5」の割合が全体に比して高い。《統計的有意差あり》**図17**【19P】

図17 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係

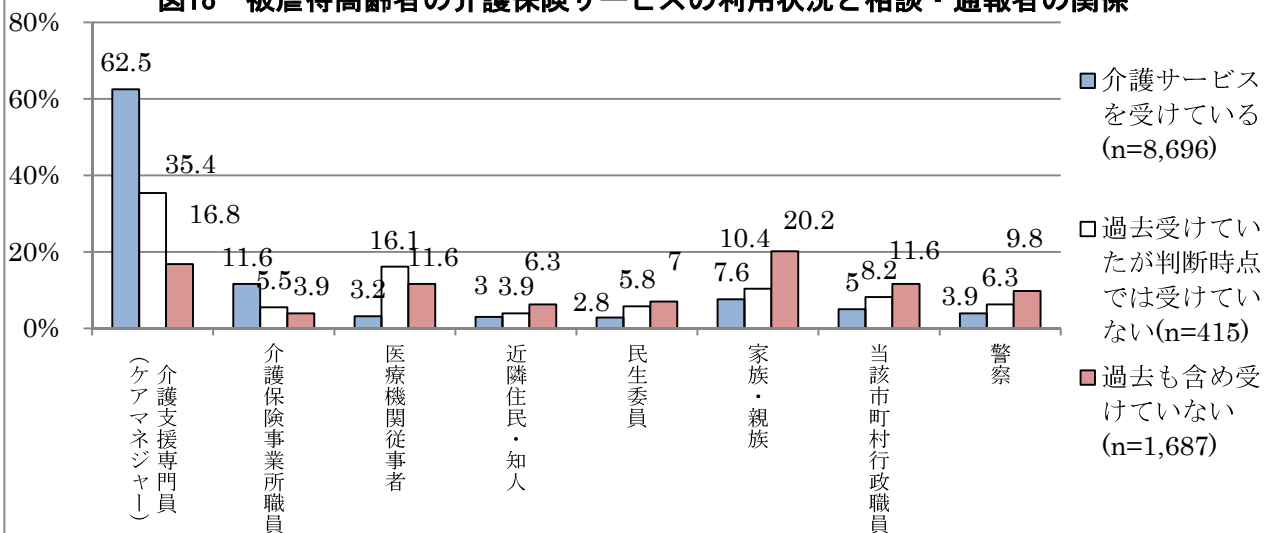


※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く

- 介護保険サービスを受けているケースでは、相談・通報者に「介護支援専門員（ケアマネジャー）」「介護保険事業所職員」が含まれている割合が他のケースに比べて高かった。過去受けていたが判断時点では受けていないケースでは、相談・通報者に「医療機関従事者」が含まれている割合が他のケースに比べて高かった。過去も含めて受けていないケースでは、相談・通報者に「家族・親族」「当該市町村職員」「警察」が含まれている割合が他のケースに比べて高かった。《統計的有意差あり》

図18 【19P】

図18 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

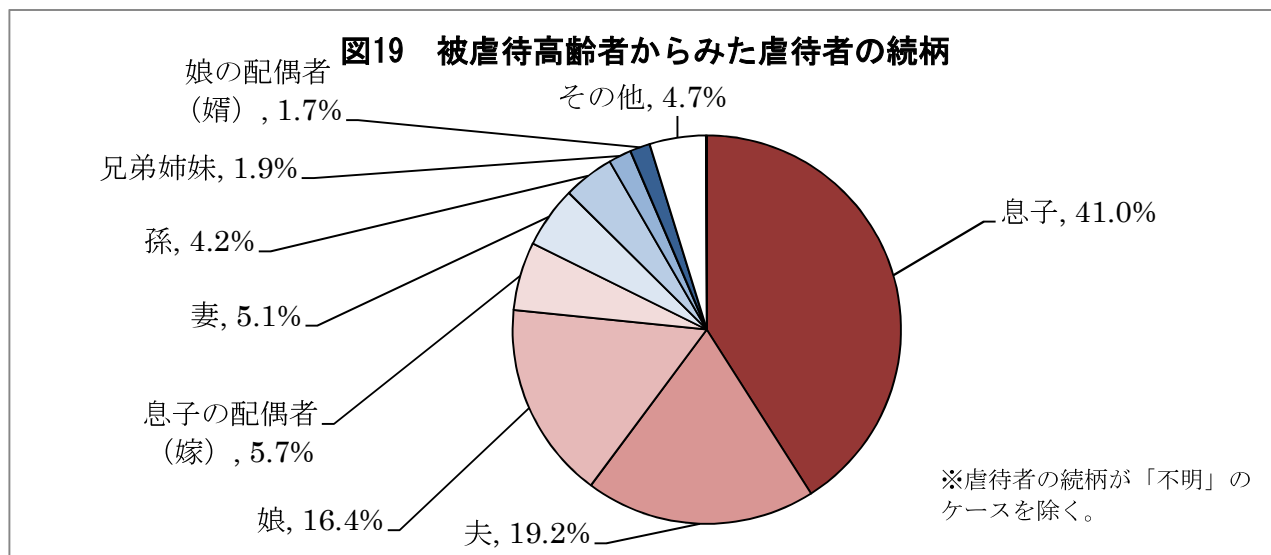


- 虐待を行った養護者（虐待者）との同居の有無では、「虐待者とのみ同居」が7,893人（49.0%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の6,084人（37.7%）を含めると、13,977人（86.7%）が同居している事例であった。【20P】

- 家族形態は、「未婚の子と同居」が 5,276 人（32.8%）で最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」3,133 人（19.5%）、「子夫婦と同居」2,675 人（16.6%）の順であった。

【20P】

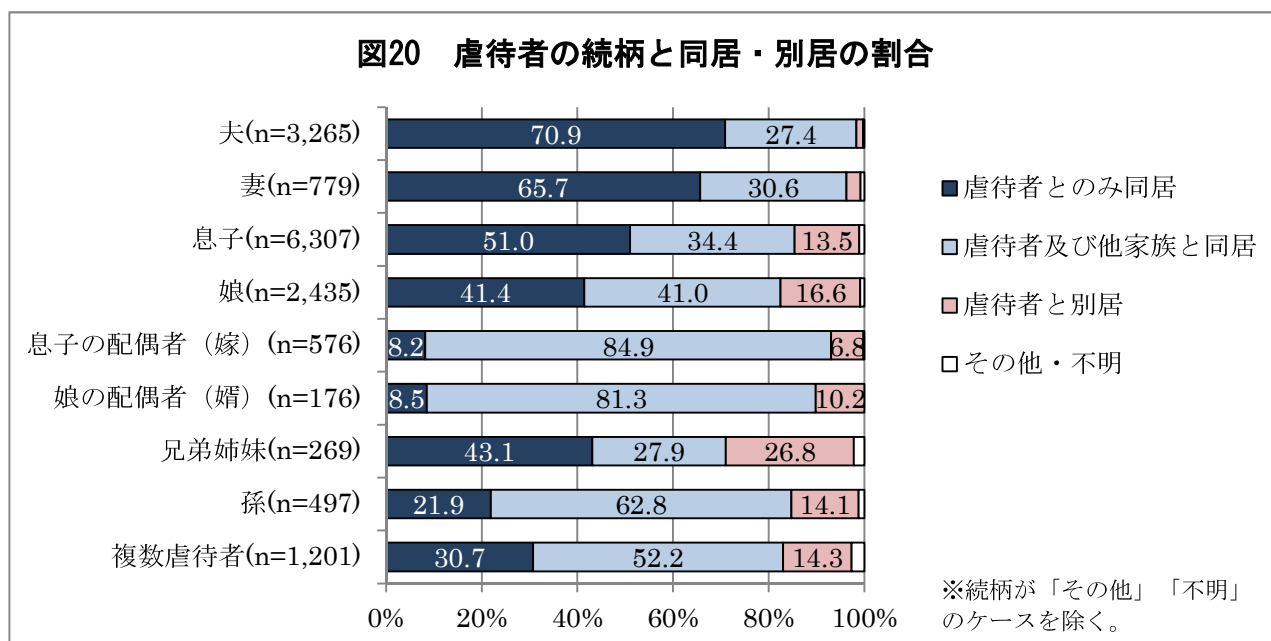
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 7,143 人（41.0%）で最も多く、次いで「夫」3,349 人（19.2%）、「娘」2,865 人（16.4%）であった。【図 19】【20P】

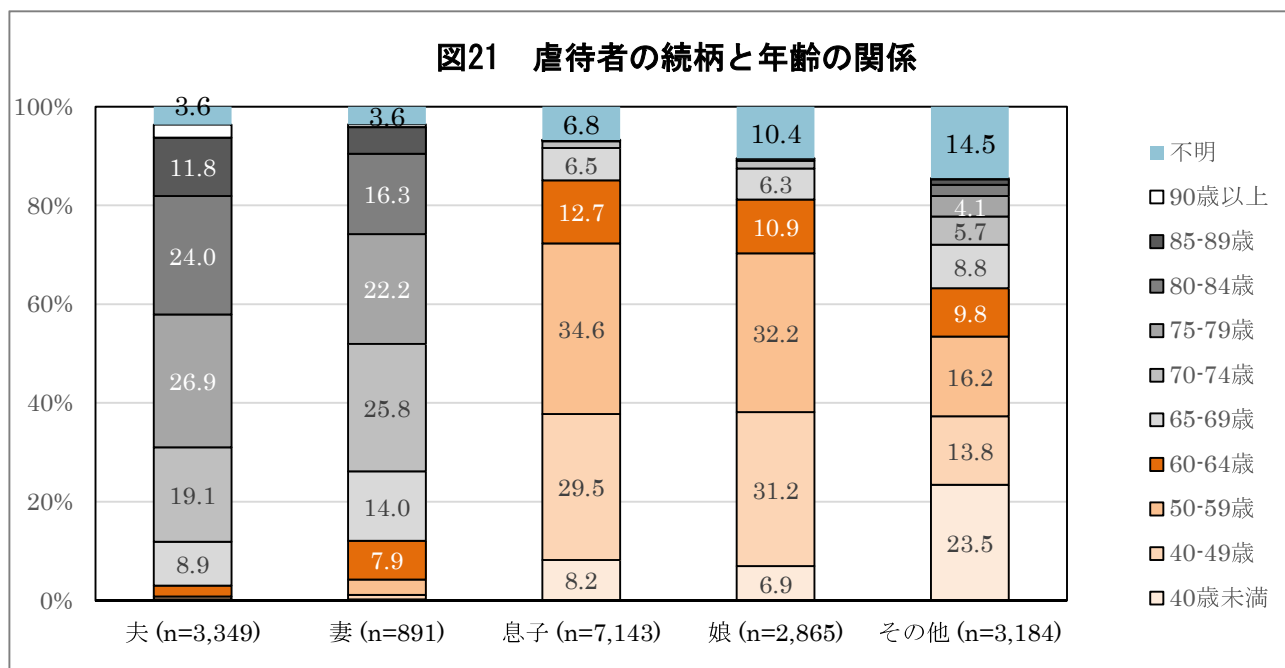


## <参考>

図 20 虐待者の続柄と同居・別居の割合【28P】

図 21 虐待者の続柄と年齢の関係【29P】





※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計。

#### （５）虐待への対応策

- 虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が 7,058 人（34.3%）の事例で行われた。そのうち、分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が 2,654 人（37.6%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 1,203 人（17.0%）であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が 5,712 件（51.5%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」3,264 件（29.4%）であった。【21P】
- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が 713 人、「利用手続き中」が 421 人であり、これらを合わせた 1,134 人のうち市町村長申立は 666 人（58.7%）であった。【22P】

#### （６）虐待等による死亡事例

介護をしている親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（平成 25 年度中に発生、市町村把握）は、「養護者による殺人」12 件 12 人、「介護等放棄（ネグレクト）による致死」6 件 6 人、「虐待（ネグレクトを除く）による致死」2 件 2 人、「心中」1 件 1 人で、合わせて 21 件 21 人であった。表 2 【22P】

表 2 高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

|           |    | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 虐待等による死亡例 | 件数 | 31    | 27    | 24    | 31    | 21    | 21    | 26    | 21    |
|           | 人数 | 32    | 27    | 24    | 32    | 21    | 21    | 27    | 21    |

#### 4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

##### (1) 市町村における高齢者虐待防止対応ごとの実施率

平成 25 年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 1,451 市町村（83.3%）で実施となっている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 878 市町村（50.4%）、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 871 市町村（50.0%）と半数程度に止まっている。【23P】

##### (2) 取組状況と虐待判断件数の関連

市町村における 14 項目の取組状況と養護者虐待に関する相談・通報件数及び虐待確認件数の各々との関連をみると、取組の項目が多く行われている市町村では高齢者人口比当たりの件数がいずれも多く、取組の項目が少ない市町村ではいずれも少ない傾向であった。《統計的有意差あり》【29～33P】

【添付資料】 調査結果全文